

社会福祉法人まつかぜの会 令和4年度事業計画書

1. 事業方針

当法人はこれまで、利用者にとって必要と考え事業展開を行ってまいりましたが、就労事業においては長引くコロナ禍の中で製造販売売上と作業受注の減少で、利用者の暮らしに直結する工賃額が低迷している状況があります。

令和3年度の報酬改定によって就労継続支援B型事業の仕組みや評価方法が大きく変わりました。現行の社会保障制度における障がい分野では就労系事業が成果と効率を求められていく中で、結果や成果が見込めない事業は報酬の削減に繋がる恐れもあり、当法人としても現行の作業内容の見直しや、収益性や将来性を見通した事業振興策を進めて経営基盤の強化に力を入れて取り組む必要があります。また、それらの情勢に対応できる職員の人材育成が必要です。

最近になり、現在取り引きいただいている企業様の受注の仕事量が増えてまいりました。また新規でご契約いただいた企業様もあります。このような世の中の動きが出てくることで仕事を確保できることは歓迎するところであり、利用者の適正・適量を見極めながら積極的に受け入れたいと考えております。

事業実施にあたりましては、引き続きコロナ感染拡大防止に努めるとともに、ウィズコロナ時代に対応した日常の下で利用者の安心・安全を確保しながら、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供いたします。

法人の使命として、地域に根差した事業の継続や社会貢献活動に取り組んでいくと共に、地域社会の役割を担えるよう行政や教育関係機関、相談支援事業所等との連携を進めて参ります。

コロナ禍であること、また職員の採用等諸課題もあり財政状況は次年度も苦しい運営になると予想されます。会計事務の仕組みが複雑に変化する中で財務管理に当たっては、現行サービスへの影響が出ないよう配慮しつつ、適正な財務体制の確立に向け十分な検証を進めて参ります。

地球規模の温暖化による災害、新型コロナウイルス感染症の長期化、また直近ではロシアの隣国への武力侵攻など、いずれも私たちに直接的、間接的に関わってくるような事態が起こっています。新型コロナウイルス感染においては発生して3年目に突入しました。第6波といわれるコロナオミクロン株はまだ変異し続けていますが、平和な暮らしが早く戻ってくることを心から願います。

当法人は、諸課題をクリアしながら利用者、ご家族、更に地域の方々の期待に応えられるよう、役員及び職員一丸となって努力して参りますので、ご支援の程よろしく願いいたします。

2. 基本理念

社会福祉法人まつかぜの会は、障がい者福祉事業を「障がいのある人もない人も共に社会で生活する」という、インクルーシブ社会の考え方に基づいて実施することにより、障がいのある人たち

が「より自分らしく」、「できないことがあっても困ることのない」、「安心した生活」を送ることができる「共生社会」の実現を目指していくことを理念とします。

3. 基本方針

- ① 利用者が主役であり一人ひとりの人権を守り、誰もが心身ともに育成されるよう支援します。
- ② 利用者の個性や思い、ライフスタイルに添った個別支援を念頭に、普通の市民の普通の生活を目指します。
- ③ 職員一人ひとりの資質の向上や職員のキャリアアップを図っていきます。
- ④ 福祉サービスを通じ、地域との結びつきを大切に、地域に開かれた施設づくりをします。
- ⑤ 近隣既存事業所との連携を図り、利用に際しての様々な利便性の向上や事業所の人材育成、スキルアップを図っていきます。
- ⑥ 透明性を堅持し、健全でかつ活力のある法人経営をします。

4. 設置事業

第二種社会福祉事業（社会福祉法2条）

- (1) 就労継続支援B型事業所豆のちからの運営（定員20名） 住所：松戸市緑ヶ丘2-349
- (2) 多機能型事業所みらいずの運営（定員32名） 住所：松戸市稔台7-31-1
主たる事業所みらいず ・生活介護（8名）
・就労継続支援B型（12名）
従たる事業所ぱれっと ・就労継続支援B型（12名） 住所：松戸市西馬橋広手町13
- (3) 共同生活援助事業花音の運営（ルピナス：定員7名・短期入所1室）
住所：松戸市南花島2-30-6

5. 重点目標

- (1) 事業振興策の推進による経営基盤の強化
 - 既存の就労継続支援B型事業の点検・見直し
 - 新たな事業振興策の検討・調査の実施
 - 必要な設備機器等の導入
 - 新製品の開発
 - 利用者工賃の向上
- (2) 職員の人材育成
 - 内外の研修実施により、障がいの理解・支援方法・権利擁護・事業振興等、幅広く知識と専門性を高めると共に、各現場・場面での直接指導による技能・技術の向上を目指す。
 - 法人内のキャリアパスを明確に示すことで就労意欲の向上を図り、個人の能力と成果を評価するための新たなキャリアパスを検討構築する。
 - 職員倫理に添い、福祉に携わる人間としての思いやり、心配りのできる人材を育て利用者支援にあたる。

- チームでの連携、連帯を高め、また報連相（報告・連絡・相談）の実行に努めて円滑な業務推進を目指す。
- 法人の職員として、挨拶・お礼・謝罪・5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）に努め、社会性を高める。

(3) 職員採用計画

- 福祉関係の雇用状況は求人難が続いているが、新規採用や中途・経験者採用など通念的な取り組みを進める。
- 職員採用に向けては、法人ホームページ、豆通信、ハローワーク求人、施設見学や職業体験の機会提供等々により福祉職の魅力を発信し、採用に結び付ける方策を積極的に行う。
- 職員配置計画数に不足の出た事業所にはできる限り早く補充を図る。

(4) 財務基盤の安定

- 法人財務については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度また3年度決算と同様に厳しい状況が予想されることから、必要とされるサービスを継続的に提供できるよう引き続き財務状況の改善に努める。
- コロナ禍の影響による事業収入の減少を最小限に抑え、人件費支出などの固定費及び事業所設備等の財務負担に影響が出ないように配慮しつつ、事業所及びグループホーム利用率の向上、各種補助金・給付金の活用など適正な財務執行に向け十分な検証を進めていく。

6. 福祉サービスに関する苦情解決

(1) 目的

法人が実施する事業の利用者及び保護者からの苦情に対しては、「社会福祉法人まつかぜの会 苦情解決に関する規程」のとおり、各事業所・施設が提供する福祉サービスへの苦情に適切に対応を図り、利用者及び保護者の信頼に応えると共に、福祉サービスの向上に努める事とする。

(2) 内容

- ① 苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。

苦情解決責任者：柳町 美恵子

苦情受付担当者：豆のちから 雑賀 安代

みらいず 市川 寿子

花音 柳町 美恵子

- ② 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順に従い改善・調整を行う。
- ③ 苦情解決における客観性と社会性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を行うため、公平・中立的な立場にある第三者委員を2名置く。

山口 真理子 （社会福祉士・精神保健福祉士）

藤井 公 雄 （基幹相談支援センターCOCO センター長）

7. 権利擁護と虐待防止の取り組み

- ・知的障がいのある人たちに対するいかなる差別、虐待、人権侵害も許してはならない。
- ・職員が権利擁護への意識を高め、利用者接遇の向上、質の高い支援を目指すために必要な外部研修・内部研修に積極的に参加し、職員一人ひとりの知識と意識の向上に努めるものとする。
- ・障がいのある方たちへの合理的配慮を学習し、配慮された環境や支援の構築を進めると共に権利擁護に努める。
- ・職員はいかなる場合であっても虐待をしてはならない。
- ・全職員は定期的に会議・打ち合わせ等の場面において、自分たちの支援についての報告をし支援の点検を行うようにする事。また、ケース対応が難しい方たちの支援においては、適切に対応をするために日頃から想定される場面において、どのように対応・支援をするのかを決めておき、突然の対応が不適切な行動・言動にならないように心掛ける。
- ・利用者の安心・安全の確保のため、事故等の防止、虐待等の防止を目的に、職員会議で当該月の事故や「ヒヤリハット」等を職員全員で原因を究明、検証し、危険な芽を早期に摘み取り、安全の徹底及び再発の防止に努める。

8. 職員研修

(1) 目的

使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる福祉専門職としての職員育成を目指すため、各事業所において職員個々が問題点に着目し、支援や業務システムの向上・改善のための課題意識の醸成を図る。また、専門性の深化と職員・事業間のつながりの強化を図り、専門家としての成長と支援体制の確立を目指す。

(2) 内容

①施設内研修

- ・職員研修担当が講師・アドバイザーとして行う研修会

②施設外研修

- ・各種主催の研修会へ参加（オンライン等参加の場合もあり。）
- ・研修報告会

9. 感染症・衛生管理対策

- ・利用者及び職員、事業所・GHを利用される方たちが、コロナウィルス感染やインフルエンザなどを予防し健康を守るため、「感染症対応マニュアル」に基づき衛生管理に対応するものとする。
- ・食品事業に関する衛生管理、利用者への衛生管理を徹底し、地域社会に食品を販売する認識を再確認し、意識を高め事故の防止に努めるとともに、食品表示法や関連法の学習を進め法令遵守に努める。
- ・職員の衛生管理に対する知識や意識を向上するために必要な研修への参加や、内部研修に努める。

10. 車両事故対策

- ・運転については細心の注意を払い運行する事。
- ・交通ルールを遵守し、かもしれない運転を心がける事。
- ・利用者の送迎、製品の販売、納品は毎日実施するため運転者は特に事故に対する認識を深め、安全運行に努める事。
- ・日々の自動車の安全を確保するため、車両の定期点検及び日常点検を実施する。不具合箇所があった場合所属管理者に報告し、速やかに整備を行なう。

11. 防災計画

(1) 目的

各事業所・施設内において、自力避難の困難な利用者等の緊急避難に重点をおいた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害及び自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できる為の支援を行う。

(2) 内容

① 実施方法

実施方法は、別に消防計画書として、これを定める。

② 内容

1. 総合訓練（消火・通報・避難誘導を連携して行う） 年1回
2. 部分訓練（消火・通報・避難誘導を個別に行う） 年5回

③ 年間予定表

総合訓練（消火・通報・避難誘導を連携して行う） : 6月
部分訓練（消火・通報・避難誘導を個別に行う） : 4月 8月 10月 12月 2月

12. 家族・保護者及び家族会との連携

- ・事業所・施設との契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人および家族・保護者に対し十分な説明をする。
- ・個別支援計画の変更時に、本人およびに現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- ・家族会において、事業の現況報告や意見交換を行い、ニーズを踏まえた良質なサービス提供に繋げる。
- ・イベント販売等に参加・協力をしていただき、利用者の様子や職員との交流を通して、家族・保護者と連携を深める。

13. 関係団体等との連携

- ・特別支援学校や関係機関等との情報交換を行い、在宅者、特別支援学校生等に体験実習の機会を提供し、進路選択の情報提供に努める。

- ・他法人と連携し、利用者の作業等や職員間の情報交換をすることで、より良い福祉の支援ができるように努める。
- ・協力医療機関と連携をし、利用者の健康管理及び緊急医療や予防接種など速やかに対応できるように努める。

14. 職員等組織

就労継続支援B型事業

事業所	管理者 (施設長)	サービス 管理責任者	常勤職員	非常勤職員
豆のちから	郡司 妙子	雑賀 安代	浦野 匡介 (主任・目票工賃達成指導員) 佐藤加奈子(生活支援員・事務) 松村 倅 (生活支援員)	加藤 東美(職業指導員) 島根 昭子(職業指導員) 柳町久美子(生活支援員)

多機能型事業 (就労継続支援B型・生活介護)

事業所	管理者 (施設長)	サービス 管理責任者	常勤職員	非常勤職員
主たる事業所 みらいず (生活介護)	郡司妙子	市川寿子	萩原 凧紗(生活支援員) 石村久美子(生活支援員)	石崎 寿子(看護師)
主たる事業所 みらいず (就B)			清水 太郎(目標工賃達成指導員・生活支援員) 菊地 裕史(職業支援員)	
従たる事業所 ぱれっと (就B)			宮崎 則子(生活支援員) 淀野 佐織(生活支援員)	宇塚 啓子(職業指導員) 辻野 悦子(生活支援員)

共同生活援助事業花音 (グループホーム・短期入所)

共同生活援助	管理者 (施設長)	サービス 管理責任者	常勤職員	非常勤職員
ルピナス1・2	柳町美恵子	柳町美恵子	手代木彩夏(生活支援員) 堺 智実(世話人・夜勤)	中澤美佐子(夜勤) 伊藤 正嗣(夜勤) 市川明日香(夜勤) 矢島そのえ(世話人)

15. 評議員及び役員等の構成

評議員 7名	理事 6名	監事 2名
畑 利子	柳町 博	荒尾 成宏
泉 幸江	江澤 嘉男	西山 一美
外山 義哉	篠田 正春	
太田 正和	柳町 美恵子	
藤井 公雄	佐藤 英美	
関田 英美子	郡司 妙子	
室井 一義		

【任期】

評議員 2025年に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

理事・監事 2023年に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

16. 法人評議員会、理事会等開催計画

評議員会	第1回	令和4年6月中旬	前年度事業報告及び計算書類等報告 評議員の選任結果について
------	-----	----------	----------------------------------

評議員選任 解任委員会	第1回	令和4年5月下旬	評議員の選任について
----------------	-----	----------	------------

理 事 会	第1回	令和4年5月下旬	前年度事業報告及び計算書類等報告 評議員の選任結果について 評議員会の招集について 理事長の職務執行状況の報告
	第2回	令和4年11月中旬	理事長の職務執行状況の報告他
	第3回	令和5年3月中旬	令和4年度補正予算 令和5年度事業計画 令和5年度予算 理事長の職務執行状況の報告

豆のちから（就労継続支援B型事業）

今年4年度 事業計画

1. 運営方針

利用者がその人なりに自己実現に向けた日常生活及び社会生活を実現できるよう、生産活動や一般企業での施設外就労等の支援を通じて、働く喜びを得て、発達、成長に繋がる支援を行う。

また、日中活動において、利用者の楽しみや、やりがいに繋がる取組みや活動・生活支援を通じて、日常生活が豊かになるように努める。

2. 支援目標

○工賃向上：とうふ・菓子製造販売を充実させ、工賃向上の原資となる収益を高める。販売先を広め確保することで、利用者一人ひとりの役割を確立し、作業量を確保する。

また、並行して受注作業の取組みを行い、安定した工賃に繋がるように努める。

○意欲と楽しみ：販売量・作業量が確保されることが工賃に繋がっていることを利用者に視覚情報で示し、「はたらく」意欲を高め、豆のちからに通うこと自体に楽しみを感じてもらおう場とする。

○食への安心・安全：食への安心・安全への意識を高める。地域に商品を製造販売する事業に取り組んでいることを改めて意識し、食材の仕入れ・搬入・保管・取り扱いと製造に至るまでのプロセスを含み、食材の扱い方から食の安全が保たれることを全員で取組める事業所となる。

○事業所内の衛生の徹底：利用者、職員が生活や仕事がしやすい場所にするため、事業所内の環境整備に努める。活動時間中に必ず清掃時間を設けるなどして利用者と共に清掃に取り組み職場の美化に当たる。利用者、職員は常に整理整頓・清掃・清潔を意識し、とうふ・菓子製造販売業の事業所として感染症や疾病予防、食中毒予防に取り組む。

3. 定員 20名（現員 17名）

4. 事業内容

(1) とうふ・菓子製造と販売

(2) 各種イベント販売

(3) 施設外就労 4件

- ・東松戸病院（売店と洗濯：こころぼまつさと共同受注）火曜日と木曜日
- ・㈱太田製作所（本社ビルと工場内の清掃）月曜日～金曜日
- ・㈱太田製作所（軽作業）月曜日～金曜日
- ・㈱的場製餡所（番重清掃）火曜日と金曜日

(4) 受注作業

- ・㈱アークフォワード（地域新聞の折り込み作業）
- ・㈱タカシマ（ネジの組み立て等）
- ・(有)ユハラインターナショナル

- ・その他
- (5) 余暇活動等
 - ・旅行等のお楽しみ会（コロナ感染収束状況を考慮して判断する）

5. 食品表示法への対応

- ・食品表示法について、職員は勿論、利用者も理解を深めることが必要である。
- ・製品のロスや異物混入等の製造におけるリスクマネジメントについて、製造業に携わる職員としての意識を高める。

6. 日課

時間	利用者	職員
8 : 3 0		出勤、ミーティング
9 : 0 0	朝礼、午前作業開始	朝礼、生産等支援開始
1 2 : 0 0	昼食、休憩	昼食、服薬支援
1 3 : 0 0	午後作業開始	生産等支援開始
1 5 : 3 0	作業場片付け、清掃	清掃業務等利用者支援
1 6 : 0 0	作業終了、帰宅	支援記録等記入
1 7 : 0 0		退勤

*コロナ禍では、公共交通機関等の密を避けるため、利用者の通所時間を10時、退所時間を15時とする。

7. その他

この計画に定めのない事項については、法人事業計画及び各種規程に準拠する。

みらいず（多機能型事業） 令和4年度 事業計画

1. 運営方針

利用者がその人なりに自己実現に向けた日常生活及び社会生活を実現できるよう、働く事の支援として、生産活動や一般企業での施設外就労等の支援を通じて働く喜びを得て、発達、成長に繋がる支援を行う。

また、日中活動において、利用者の楽しみや、やりがいに繋がる取組みや活動・生活支援を通じて、日常生活が豊かになるように努める。

2. 支援目標

- 利用者の適正に応じた作業環境を整え、安全かつ効率的な作業工程の構築に取り組む。
安定した作業量を確保し、生産性を高めることを通して工賃向上に努める。

○多様な利用者の希望に応じて、受注作業活動と余暇的活動の支援をバランスよく提供する事を
目指す。

3. 定員 32名 (現員 29名)

就労継続支援B型 みらいず 定員12名 (現員8名)

生活介護 みらいず 定員 8名 (現員8名)

就労継続支援B型 みらいず従たる事業所ぱれっと 定員12名 (現員 13名)

4. 事業内容

○就労継続支援B型 みらいず

(1) 松戸市から無償提供された木製等粗大ごみのリユース販売事業

(2) 施設外就労

- ・(株)太田製作所 (本社ビルと工場内の清掃作業) 月曜日～金曜日
- ・(株)太田製作所 (軽作業) 月曜日～金曜日
- ・(株)的場製館所 (番重清掃) 火曜日と金曜日

(3) 受注作業

- ・(株)パソコンファーム (ネットワーク分解・仕分け)
- ・マルヒロ(株) (金具組み立てセット等)
- ・(株)大成美術プリンティング (メモ用紙の袋入れ)
- ・(株)タカシマ (ネジの組み立て等)
- ・(株)アークフォワード (地域新聞の折り込み作業)
- ・その他

(4) 余暇活動等

- ・旅行等のお楽しみ会 (コロナ感染収束状況を考慮して判断する)

○生活介護 みらいず

(1) 松戸市から無償提供された木製等粗大ごみのリユース販売事業

(2) 受注作業

- ・(株)パソコンファーム (ネットワーク分解・仕分け)
- ・マルヒロ(株) (金具等組み立てセット等)
- ・(株)大成美術プリンティング (メモ用紙の袋入れ)
- ・(株)タカシマ (ネジの組み立て等)
- ・(株)アークフォワード (地域新聞の折り込み作業)
- ・その他

(3) 余暇的支援等

- ・ドライブや散歩
- ・月1回の調理実習 (コロナ禍にあり現在はテイクアウト)
- ・旅行等のお楽しみ会 (コロナ感染収束状況を考慮して判断する)

(4) 健康観察

- ・週1回看護師が来所し、利用者のバイタルチェックや相談、また事業所内の衛生面等指導をし、健康管理をする。

○就労継続支援B型 従たる事業所ぱれっと

(1) 施設外就労

- ・(株)太田製作所（軽作業）月曜日～金曜日
- ・(株)的場製館所（番重清掃）火曜日と金曜日

(2) 受注作業

- ・(株)大成美術プリンティング（メモ用紙の袋入れ）
- ・マルヒロ(株)（金具等組み立てセット等）
- ・(有)ユハラインターナショナル
- ・その他

5. 日課

時間	利用者	職員
8：30		出勤、ミーティング
9：00	朝礼、午前作業開始	朝礼、生産等支援開始
12：00	昼食、休憩	昼食、服薬支援
13：00	午後作業開始	生産等支援開始
15：30	作業場片付け、清掃	清掃業務等利用者支援
16：00	作業終了、帰宅	支援記録等記入
17：00		退勤

*コロナ禍では、公共交通機関等の密を避けるため、利用者の通所時間を10時、退所時間を15時とする。

6. その他

この計画に定めのない事項については、法人事業計画及び各種規程に準拠する。

花音（共同生活援助事業）

令和4年度 事業計画

1. 運営方針

利用者がその人なりの自己実現に向けた日常生活及び社会生活を実現できるよう、利用者に対してその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援・介護、その他の日常生活の支援を行うことにより、入居者の暮らしの充実を図る。

また、事業の充実並びにスタッフの専門性及び資質の向上に努め、適切なサービスの提供を図る。

2. 支援目標

- 利用者の意思や人格を尊重した日常生活支援と余暇支援の充実を図る。
- 利用者とのよりよい関係性を築き生活の向上に向けた支援を実施する。

3. 利用定員 7名

4. 支援内容

(1) 食事の提供

利用者の健康面を考慮した食事、栄養バランスのとれた食事を提供する。

(2) 入浴及び排泄

利用者のプライバシーには十分配慮し、一人ひとりに合わせた支援を実施する。

(3) 生活に関する相談・支援

利用者が自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談・支援を行う。

(4) 健康管理

利用者の健康状態に留意し、利用者の家族、日中活動事業所等、医療機関との連携のもと、健康保持に努める。

(5) 日中活動事業所等との連絡調整

利用者に関わる重要連絡事項、体調不良等必要に応じて連絡調整を行う。

(6) 利用者に対する緊急時の対応

利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応をする。家族、関係機関との連絡調整を行う。

(7) 余暇支援

- ・利用者のニーズに応える活動を取り入れ、余暇活動の充実を図り生活基盤の安定に努める。
- ・地域における行事やイベントに積極的に参加することで地域住民との関りを大切にする。

5. 日課

時 間（日中事業所短縮時間の場合）	内 容
7：00～ 8：30	起床・朝食・身支度
8：30～ 9：00（9：00～9：30）	通所施設へ出勤
16：30～17：00（15：15～16：30）	帰設
17：00～18：00（15：30～18：00）	自由時間・入浴
18：00～19：00	夕食・自由時間
19：00～22：00	自由時間・入浴・就寝準備
22：00～	就寝

6. 支援体制

11:30 ~ 20:00	生活支援員
20:00 ~ 翌8:00	夜勤支援
8:00 ~ 9:30	生活支援員

7. 世話人・生活支援員等会議

共同生活援助の使命を実現し、職員の総力を結集してその実を上げるため、グループホーム運営及び、個々の必要な支援についての共通理解を得るため、定期的または、必要に応じて随時支援会議を開く。

8. その他

この計画に定めのない事項については、法人事業計画及び各種規程に準拠する。

花音（短期入所事業）
令和4年度 事業計画

1. 運営方針

利用者とその家族の緊急時の支援を主たる目的とし、法令の定めに基づき、宿泊を伴う支援を提供する。利用者の状況に応じ、食事提供や入浴、排泄等必要な支援を適切に行う。

また、自宅以外での生活経験のない利用者が多く、緊急時に家庭とは異なる場所で生活する事に不慣れな場面に戸惑うことが考えられることから、家庭から離れての生活を体験する事により将来の自立に向けての見通しを持てるよう体験の場所として、短期入所のための居室を併設する。

2. 支援目標

- 利用者の意思や人格を尊重し、普段通りの日課で過ごせるような支援を行うことを目標とする。
- 利用者とのよりよい関係性を築き生活の向上に向けた支援を実施する。

3. 利用定員 実施日1日当たりの利用定員は1名とする。

4. 支援内容

(1) 食事の提供

利用者の健康面を考慮した食事。栄養バランスのとれた食事を提供する。

(2) 入浴及び排泄

利用者のプライバシーには十分配慮し、一人ひとりに合わせた支援を実施する。

(3) 生活に関する相談・支援

利用者が自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談・支援を行う。

(4) 健康管理

利用者の健康状態に留意し、利用者の家族、日中活動事業所等、医療機関との連携のもと、健康保持に努める。

(5) 日中活動事業所等との連絡調整

利用者に関わる重要連絡事項、体調不良等必要に応じて連絡調整を行う。

(6) 利用者に対する緊急時の対応

利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応をする。家族、関係機関との連絡調整を行う。

5. 日課

時 間 (短縮時間期間の場合)	内 容
1 日 目	
1 6 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (15 : 15 ~ 17 : 00)	入所
1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	自由時間・入浴
1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	夕食・自由時間
1 9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	自由時間・入浴・就寝準備
2 2 : 0 0 ~	就寝
2 日 目	
7 : 0 0 ~ 8 : 3 0	起床・朝食・身支度
8 : 4 0 ~ 9 : 0 0 (9 : 00 ~ 9 : 30)	日中事業所へ通所

6. その他

この計画に定めのない事項については、法人事業計画及び各種規程に準拠する。